

2023年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、介護保険事業所に指導担当職員が訪問して書類確認とヒアリングを行い、事業所の運営について必要な指導や助言を行うことにより、介護保険事業所の適正な運営とサービスの質の確保を図るために実施するものです。

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設に対して実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険事業者を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的に実施しています。

2 2023年度の実地指導実施状況

2023年度の町田市の介護保険事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

(1) 居宅介護支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
104	21	13	21	165	20.2%	61.9%

(2) 地域密着型サービス

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
118	21	11	21	223	17.8%	52.4%

(3) 町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
7	4	2	4	43	57.1%	50.0%

(4) その他

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
389	9	8	9	88	2.3%	88.9%

(5) 合計

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
618	55	34	55	519	8.9%	61.8%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合の手続きが不適切。 ○ 福祉用具貸与の利用の妥当性について、サービス担当者会議等で検討していない。 ○ 継続して福祉用具貸与を受ける必要性について、サービス担当者会議等で検証していない。 ○ 福祉用具貸与を受ける必要がある場合に、その理由を居宅サービス計画に記載していない。 (市条例第6号第16条第26号、居宅解釈通知第2の3(8)㉓) ＜改善の際の注意点等＞ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける（継続の場合も含む）場合は、その必要性についてサービス担当者会議等で必ず検討し、記録に残してください。 また、居宅サービス計画には、福祉用具貸与が必要な理由を記載してください。 サービス担当者会議等では、福祉用具貸与事業者等から、専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録に残してください。 複数の品目を貸与する場合に、必要性を検討した記録や計画への記載が、一部の品目しか行われていないことがありますので、気を付けてください。	4
◇ 利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めている。意見を求めた主治の医師等に居宅サービス計画を交付していない。 ○ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、主治の医師等の意見を求めている。 ○ 主治の医師等に意見を求め、居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。 (市条例第6号第16条第22号～24号、居宅解釈通知第2の3(8)㉑) ＜改善の際の注意点等＞ 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導等の医療サービスは、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。そのため、利用者がこれら医療サービスの利用を希望する場合その他必要な場合は、主治の医師等に意見を求める必要があります。 また、主治の医師等との円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。 医師に意見を求めたこと、居宅サービス計画を交付したことを記録に残してください。	6

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ていない。 (市条例第6号第26条第3項、市条例第53号第35条第3項、都条例第111号第34条第3項、都施行要領第3の1の3(25)、居宅解釈通知第2の3(18)、密着解釈通知第3の1の4(26) 他) <改善の際の注意点等> 利用者及び利用者の家族（の代表）から、個人情報使用の同意を文書により得てください。利用者が独居であっても、緊急連絡先等として家族の名前・続柄・連絡先等の情報を共有している場合が多いので、忘れず同意を得てください。 また、代理人欄に家族の署名を得ただけでは、家族の個人情報の使用について同意を得たとは言いがたいため、気を付けてください。	15
◇ 個別機能訓練加算を適切に算定していない。 ○ 3月に1回以上、居宅を訪問していない。 ○ 訓練の内容を記録し、その実施方法や効果について評価を行っていない。 ○ 個別機能訓練計画の内容について、説明・同意・交付を行っていない。 ○ 機能訓練指導員の配置が不足している。 (密着報酬告示別表2の2の注13、報酬告示別表6の注11、密着留意事項通知第2の3の2(11)、留意事項通知第2の7(11) 他) <改善の際の注意点等> 個別機能訓練加算の算定にあたっては、3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況等を確認する必要があります。また、作成した個別機能訓練計画の内容は、利用者又は家族に説明し、同意を得て交付してください。訓練実施後の効果や実施状況についても、利用者又は家族に説明する必要があります。説明、同意、交付を行ったことは記録に残してください。 個別機能訓練を実施した際は、実施項目や時間等を記録してください。それらをもとに、訓練の実施方法や効果について評価を行います。 なお、新型コロナウイルスが5類に移行した2023年5月8日以降、原則として、感染症の拡大防止を理由として居宅訪問を実施しないことは認められません。 同一の時間帯に機能訓練指導員と看護職員等との兼務は認められないため、兼務職員は特に役割を明確にするように注意してください。	6

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 研修を実施していない、実施しているが不十分。 ○ 新規採用時に研修を実施し、記録に残していない。 ○ 従業員の資質向上のための研修を実施していない。 (市条例第 6 号第 22 条第 3 項、居宅解釈通知第 2 の 3(13)③、都条例第 111 号第 103 条第 3 項、都施行要領第 3 の 6 の 3(2)③、市条例第 53 号第 59 条の 13 第 3 項、密着解釈通知第 3 の 2 の 2 の 3(6)③ 他) <改善の際の注意点等> 事業者は事業所の従業員に、資質向上のための研修の機会を確保してください。研修の実施または参加したことがわかるよう記録に残してください。 2023 年度まで努力義務とされている感染症まん延防止、虐待防止、BCP については、定期的な研修（年 1 回または 2 回）と新規採用時研修を実施する必要があります。いずれも研修の実施だけでなく、実施記録を残すことまで求められていますので、気を付けてください。 また、医療・福祉関係の資格を有さない従業員がいる場合には、認知症介護基礎研修が受講できるよう対応してください。	2

略称	正式名称
市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年町田市条例第6号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
都条例第 111 号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）
都施行要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 26 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
密着報酬告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
密着留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
報酬告示	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）
留意事項通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

※記載の根拠法令等の条項・番号は、2024年3月31日時点のものです。